一般財団法人岐阜県バスケットボール協会 執行委員会規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会(以下「本協会」という。)における事業及び業務等について、円滑な運営のための方針等を定めることを目的とする。

第2条〔執行委員会の構成〕

執行委員会は、業務執行理事の副会長を委員長とし、それ以外の業務執行理事(専務理事、常務理事)及び財務部長で構成する。なお、委員長は案件ごとに、構成以外の理事又はその他の者を執行委員会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。

第3条〔執行委員会の権限〕

執行委員会は、本協会の日常業務のほか、緊急の処理が求められる案件について、理事会で決議すべきものとして法令又は定款で定められた事項を除き、議事を決することができる。

第4条〔執行委員会の開催〕

- (1) 執行委員会は、会長が招集し、原則として毎月1回開催する。
- (2) 執行委員会の議長は、委員長または委員長が予め指定した業務執行理事がこれに当たる。

第5条〔執行委員会の定足数〕

- (1) 執行委員会は、構成員の過半数の者が出席しなければ開催することができない。
- (2) 執行委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 執行委員会の審議、決定事項は、直後に開催される理事会で報告されるものとし、必要な事項については理事会で議決を得るものとする。

第6条 (本規程の改廃)

この執行委員会規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第7条〔施行〕

本規程は、令和4年7月1日から施行する。